

23 日 獣 発 第 109 号
平成 23 年 6 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令の公布について

このことについて、平成 23 年 6 月 22 日付け 23 消安第 1765 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知があったのでお知らせします。

このたびの通知の内容は、次の 3 点であり、本会宛て了知とともに、制度の適正かつ円滑な施行に協力を依頼されたものです。関係会員等への周知方お願いします。

先ず 1 点目としては、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が本年 6 月 17 日付けで公布され、その内容は、平成 23 年 4 月 4 日付けで公布された「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 16 号。以下「改正法」という。）」の施行期日を本年 7 月 1 日とし、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日を本年 10 月 1 日とするものであること。

次に 2 点目としては、「家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号。以下「施行令」という。）」の一部を改正し、本年 6 月 17 日付けで公布され、その内容は、改正法の施行に伴い、下記の項目のとおり、所要の規定の整備を行うものであること。

そして 3 点目としては、本改正により家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断の手続を新設したことについて、本年 6 月 17 日付けで、警察庁から各関係機関宛てに「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について（通達）」が発出されたこと。

記

1 家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令の概要

- (1) 政令で定めるその他の家畜に関する規定の整備（改正後の第1条関係）
- (2) 消毒設備の設置の義務に係る家畜の指定（改正後の第2条関係）（新設）
- (3) 家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断の手續（改正後の第3条関係）（新設）
- (4) 飼養衛生管理基準を定めるべき家畜の追加（改正後の第4条関係）
- (5) 患畜等の死体の焼却又は埋却の義務の除外に関する規定の整備（改正後の第6条関係）
- (6) 家畜伝染病病原体の所持の許可の欠格要件における法人の使用人の範囲（改正後の第7条関係）（新設）
- (7) 国による費用負担の対象となる売上げの減少額等の範囲の拡大（改正後の第9条関係）
- (8) 予防的殺処分による損失の補償の対象となる損失の範囲等（改正後の第10条及び第11条関係）（新設）

2 家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令の施行期日

改正法の施行の日（平成23年7月1日）。ただし、上記1（2）、（4）及び（6）については、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（同年10月1日）から施行する。

本件内容のお問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



写

23消安第1765号
平成23年6月22日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令の公布について

貴職におかれましては、日頃から農林水産行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

今般、別添1のとおり、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が本年6月17日付けで公布されましたので、お知らせいたします。本政令は、本年4月4日に公布された家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号。以下「改正法」という。）の施行期日を本年7月1日とし、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日を本年10月1日とするものです。

また、別添2のとおり、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「施行令」という。）の一部を改正し、本年6月17日付けで公布されましたので、お知らせいたします。本改正は、改正法の施行に伴い、下記のとおり、所要の規定の整備を行うものです。

つきましては、これらのことについて、御了知いただくとともに、制度の適切かつ円滑な施行に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本改正により家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断の手続を新設したことについて、別添3のとおり、本年6月17日付けで、警察庁から各関係機関宛てに「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について（通達）」が発出されましたので、併せてお知らせいたします。

記

1 家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令の概要

(1) 政令で定めるその他の家畜に関する規定の整備（改正後の第1条関係）

改正法により、家畜伝染病の見直しを行ったことに伴い、以下のとおり、令第1条の表を改正することとする。

- ① 小反芻獣疫を家畜伝染病に追加したことに伴い、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第2条第1項の表の下欄に掲げる家畜以外の小反芻獣疫の対象家畜として、「鹿」を追加する。
- ② 現行の高病原性鳥インフルエンザの一部について新たに低病原性鳥インフルエンザとして家畜伝染病に位置付けたことに伴い、法第2条第1項の表の下欄に掲げる家畜以外の低病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、「きじ、だちょうほろほろ鳥、七面鳥」を追加する。



③ ニューカッスル病の対象範囲を限定したことに伴い、本条の表においても同様の改正を行う。

(2) 消毒設備の設置の義務に係る家畜の指定（改正後の第2条関係）（新設）

改正法により、政令で定める家畜の所有者に対し、畜舎等の施設及びその敷地の出入口付近に、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置義務を課すこととしたところである（法第8条の2第1項）。

これに伴い、当該設備の設置の義務に係る家畜として、蜜蜂を除く法第2条第1項の表の下欄及び令第1条の表の下欄に掲げる全ての種類の家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）を指定することとする。

(3) 家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断の手續（改正後の第3条関係）（新設）

改正法により、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の疾病については、患畜又は疑似患畜だけでなく、家畜以外の動物がこれらの疾病にかかった場合も、法第15条と同様に、当該動物のいた場所又はその死体のあった場所とその他の場所との通行の制限又は遮断（以下「通行制限等」という。）をすることができることとしたところである（法第10条第3項）。

これに伴い、同項の規定による通行制限等の手續について、法第15条の規定による通行制限等の手續と同様の規定を設けることとする。ただし、交通流への悪影響が不相当なものとならないよう、都道府県知事又は市町村長が通行制限等をしようとするときは、あらかじめ、当該通行制限等がされるべき場所を管轄する警察署長に協議しなければならないこととする。

(4) 飼養衛生管理基準を定めるべき家畜の追加（改正後の第4条関係）

昨年の宮崎県における口蹄疫の発生事例や近年の高病原性鳥インフルエンザの発生事例を踏まえ、

① 牛、豚及び鶏以外の家畜が家畜伝染病に感染すること自体により、又はその感染源となって当該家畜伝染病が広範囲にまん延することにより、我が国の畜産業に甚大な影響をもたらすことがあり得ると考えられること

② 家畜伝染病の発生後早期にそのまん延の防止を図るためには、家畜の種類にかかわらず、その所有者が、あらかじめ、埋却地の確保等の措置を講じておくことが極めて重要であることが明らかとなったこと

に鑑み、蜜蜂を除く法第2条第1項の表の下欄及び令第1条の表の下欄に掲げる全ての種類の家畜を飼養衛生管理基準の対象とするため、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥について、飼養衛生管理基準を定めるべき家畜に追加することとする。

(5) 患畜等の死体の焼却又は埋却の義務の除外に関する規定の整備（改正後の第6条関係）

改正法により、

① 豚コレラについて、法第17条第1項第1号に規定する家畜伝染病から法第16条第1項第1号に規定する家畜伝染病に移行したこと

- ② 小反芻^{すう}獣疫について、法第17条第1項第1号に規定する家畜伝染病として追加したこと
- ③ 現行の高病原性鳥インフルエンザの一部について新たに低病原性鳥インフルエンザとして家畜伝染病に位置付けたこと
に伴い、本条について所要の改正を行うこととする。

(6) 家畜伝染病病原体の所持の許可の欠格要件における法人の使用人の範囲（改正後の第7条関係）（新設）

改正法により、家畜伝染病病原体の所持に関する許可制度を創設したことに伴い、当該許可の欠格要件における法人の使用人の範囲を、

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、家畜伝染病病原体の所持に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者であるものとする。

(7) 国による費用負担の対象となる売上げの減少額等の範囲の拡大（改正後の第9条関係）

改正法により、法第60条第2項の規定による国の費用負担について、

- (ア) 対象家畜を牛、豚等も含めた家畜全般とするとともに、
- (イ) 法第32条の規定による移動制限等に加え、法第33条の規定による催物の開催の停止等及び法第34条の規定による放牧の制限等も対象に加えることとしたところである。

これに伴い、

- ① 対象となる家畜について、家きんから家畜に拡大するとともに、対象となる売上げの減少額等の内容について、輸送費を新たに追加するとともに、
- ② 対象となる物品について、生乳、家畜人工授精用精液、家畜受精卵及び卵を定めることとする。

(8) 予防的殺処分による損失の補償の対象となる損失の範囲等（改正後の第10条及び第11条関係）（新設）

改正法により、口蹄疫については、

- (ア) その急速かつ広範囲なまん延を防止するためには患畜等以外であっても殺することがやむを得ない場合において、患畜等以外の家畜（以下「指定家畜」という。）に対する予防的殺処分を行う
- (イ) (ア)により殺処分された指定家畜の所有者に対し、損失の補償を行う旨の規定を設けたところである（法第17条の2及び第60条の2）。

これに伴い、損失の内容について、指定家畜について農林水産大臣が定める評価額とするほか、

- ① 指定家畜の評価額について、農林水産大臣は、これを定めるには関係都道府県知事の意見を聴かなければならず、都道府県知事は、農林水産大臣に意見を具申するには評価人の意見を聴かなければならないこととし、当該評価人の手当及び旅費の全額を国が負担することとする。
- ② 国は、その所有する指定家畜を法第17条の2第5項の規定による命令に従って殺したために損失を受けた者に対し、当該命令の日から当該指定家畜が殺された

日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用の額に相当する額を当該補償金と併せて交付することとする。

- ③ 補償金の支払に当たり、当該支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合や、過失がなくて当該支払を受けるべき者を確知することができない場合には、国は、補償金を供託することができることとする。

2 家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令の施行期日

改正法の施行の日（平成23年7月1日）。ただし、上記1(2)、(4)及び(6)については、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（同年10月1日）から施行する。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局

動物衛生課 担当：井戸

TEL：03-3502-8111（内線4428）

FAX：03-3502-3385

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百六十九号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）附則第一条（第一号及び第三号を除く）の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十三年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

総務大臣 片山 善博

財務大臣 野田 佳彦

農林水産大臣 鹿野 道彦

内閣総理大臣 菅 直人

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第七十号

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）の施行に伴い、並びに家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第一項、第八条の二第一項、第十条第三項、第十二条の三第一項、第二十一条第一項ただし書、第四十六条の六第二項第六号、第八号及び第九号（これらの規定を同法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項並びに第六十条の二第一項及び第三項並びに家畜伝染病予防法の一部を改正する法律附則第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。
第一条の表中「しか」を「鹿」に改め、同表伝達性海綿状脳症の項の次に次のように加える。

小反芻獣疫

鹿

第一条の表高病原性鳥インフルエンザの項の次に次のように加える。

低病原性鳥インフルエンザ

きじ、だちょう、ぼろぼろ鳥、七面鳥

第一条の表二ユーカッスル病の項中「二ユーカッスル病」の下に「病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。」を加える。

第八条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第一号中「家さん」を「家畜」に改め、飼料費の下に「輸送費」を加え、同条第二号中「家さんの」を「生乳、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第二十一条の第五項に規定する家畜受精卵及び」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（補償の対象となる損失等）

第十条 法第六十条の二第一項の政令で定める損失は、法第十七条の二第五項又は第六項の規定により殺された同条第一項の指定家畜（以下「指定家畜」という。）について農林水産大臣が定める評価額とする。

2 農林水産大臣は、前項の評価額を定めるには、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見を聴かなければならない。

4 国は、その所有する指定家畜を法第十七条の二第五項の規定による命令に従つて殺したために損失を受けた者に対し、法第六十条の二第一項の規定による補償金を交付する場合には、当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額を当該補償金と併せて交付するものとする。

5 国は、次に掲げる場合には、法第六十条の二第一項の規定による補償金を供託することができる。

一 当該補償金の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 過失がなく当該補償金の支払を受けるべき者を確知することができない場合

6 国は、都道府県知事が農林水産大臣に第二項の意見を具申するために必要な費用のうち第三項の評価人の手当及び旅費の全額を負担する。

第六条を削る。

第五条中「しか」を「鹿」に改め、同条を第八条とする。

第四条第一号中「けい留され」を「係留され」に改め、同条第二号イ中「鼻疽」の下に「豚コレラ」を加え、同号ロ中「豚コレラ」を削り、「又はアフリカ馬疫」を「アフリカ馬疫又は小反芻獣疫」に改め、同条第三号中「高病原性鳥インフルエンザ」の下に「低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（政令で定める使用人）

第七条 法第四十六条の六第二項第六号、第八号及び第九号（これらの規定を法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、次に掲げるものの代表者である使用人とする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、法第四十六条の五第一項に規定する家畜伝染病病原体の所持に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第三条の見出しを「家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断」に改め、同条を第五条とする。

第二条中「豚及び鶏」を「水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（消毒設備の設置に係る家畜）

第一条 法第八条の二第一項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

（家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断）

第二条 都道府県知事又は市町村長は、法第十条第三項の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長（当該場所に鉄道若しくは軌道が敷設されている場合又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部である場合にあつては、これらの施設を管理する者及び当該場所を管轄する警察署長）に協議するとともに、市町村長にあつては都道府県知事にその旨を報告しなればならない。

2 法第十条第三項の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけるなど、その場所とその他の場所とを明確に識別することができる方法により行われなければならない。

（施行期日）

第一条 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の規定 公布の日

二 第二条の改正規定及び第一条の次に二条を加える改正規定（第二条に係る部分に限る。） 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十月一日）

（都道府県知事の意見の聴取の特例）

第二条 農林水産大臣は、改正法による改正後の家畜伝染病予防法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準を設定し、又は改正しようとするときは、改正法の施行の日前においても都道府県知事の意見を求めることができる。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（口蹄疫対策特別措置法施行令の一部改正）

第四条 口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第四百六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条中「法第十九条」を「口蹄疫対策特別措置法（以下「法」という。）第十九条」に改め、同条第一号中「法第四第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用及び」及び「法第六条第八項において準用する場合を含む。」又は「法第六条第七項」を削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「による」の下に「患者又は疑似患者の死体の」を加え、「第一号」を「第三号」に改め、同条を同条第二号とし、同条第五号中「法第六条第七項又は同条第八項において準用する」を削り、「第五号第二項の規定による」の下に「指定家畜（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十七条の二第一項の指定家畜をいう。以下この号において同じ。）の死体の」を加え、「及び法第六条第十一項の規定による焼却又は埋却を行つた者に交付する費用（農林水産大臣が定める費用に限る。）及び」並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用（次号及び第七号に掲げる費用を除く。以下この号において「補てん等費用」という。）を削り、同号イ中「補てん等費用の額」を削り、「及び疑似患者を」疑似患者及び指定家畜」に改め、「昭和二十六年法律第六十六号」及び「及び補てん等費用の額に五分の四を乗じて得た額の合計額」を削り、「及び補てん等費用の合計額」を「の額」に改め、同号ロ中「患者等と殺等費用の額が」を「患者等と殺等費用（患者及び疑似患者に係るものに限る。以下この号において同じ。）の額が」に改め、同号ロ（1）及び（2）を次のように改める。

(1) 焼却等費用の額に次の式により算定した率を乗じて得た額につきイの規定の例により算定した額
 当該年度における当該都道府県の標準収入の二分の一に相当する額一庶務等と殺等費用の額
 対策費総額一庶務等と殺等費用の額

(2) 焼却等費用の額に次の式により算定した率を乗じて得た額

対策費総額一庶務等と殺等費用の額
 当該年度における当該都道府県の標準収入の二分の一に相当する額

対策費総額一庶務等と殺等費用の額

第三条第五号ハ中「及び補てん等費用の合計額」を「の額」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号及び第七号を削り、同条を第一条とする。

第四条第五項中「第四条第五項」を「第二条第五項」に改め、同条を第二条とする。

附則第三条の前の見出し、同条及び附則第四条を削る。

附則第五条の見出しとして「経過措置」を付し、同条第一項中「第四条第一項」を「第一条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条を附則第三条とする。

農林水産大臣 鹿野 道彦
 内閣総理大臣 菅 直人

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文目次

一 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）	1
二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	8
（附則第三条関係）	
三 口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第四百四十六号）	9
（附則第四条関係）	

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百二十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（政令で定めるその他の家畜）
 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

（政令で定めるその他の家畜）
 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

伝染性疾病	家畜
牛疫	水牛、鹿、いのしし
牛肺疫	水牛、鹿
口蹄疫	水牛、鹿、いのしし
流行性脳炎	水牛、鹿、いのしし
狂犬病	水牛、鹿、いのしし
水胞性口炎	水牛、鹿、いのしし
リフトバレー熱	水牛、鹿
炭疽 ^モ	水牛、鹿、いのしし
出血性敗血症	水牛、鹿、いのしし
ブルセラ病	水牛、鹿、いのしし
結核病	水牛、鹿
ヨーネ病	水牛、鹿
ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿

伝染性疾病	家畜
牛疫	水牛、 <u>しか</u> 、いのしし
牛肺疫	水牛、 <u>しか</u>
口蹄疫	水牛、 <u>しか</u> 、いのしし
流行性脳炎	水牛、 <u>しか</u> 、いのしし
狂犬病	水牛、 <u>しか</u> 、いのしし
水胞性口炎	水牛、 <u>しか</u> 、いのしし
リフトバレー熱	水牛、 <u>しか</u>
炭疽 ^モ	水牛、 <u>しか</u> 、いのしし
出血性敗血症	水牛、 <u>しか</u> 、いのしし
ブルセラ病	水牛、 <u>しか</u> 、いのしし
結核病	水牛、 <u>しか</u>
ヨーネ病	水牛、 <u>しか</u>
ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、 <u>しか</u>

アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿
伝達性海綿状脳症	水牛、鹿
小反芻獣疫	鹿
(略)	(略)
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥
低病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）	(略)
(略)	(略)

(消毒設備の設置の義務に係る家畜)

第一条 法第八条の二第一項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

(家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断)

第三条 都道府県知事又は市町村長は、法第十条第三項の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長（当該場所に鉄道若しくは軌道が敷設されている場合又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部である場合

アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、しか
伝達性海綿状脳症	水牛、しか
(略)	(略)
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病	(略)
(略)	(略)

にあつては、これらの施設を管理する者及び当該場所を管轄する警察署長に協議するとともに、市町村長にあつては都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

2 法第十条第三項の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけるなど、その場所とその他の場所とを明確に識別することができる方法により行わなければならない。

(飼養衛生管理基準を定めるべき家畜)

第四条 法第十二条の三第一項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

(家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断)

第五条 (略)

(死体の焼却等の義務の除外)

第六条 法第二十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十三条第一項の規定による許可を受けている医薬品の製造業者によつて生物学的製剤の製造のため保留され、当該製造のため患者若しくは疑似患者となつた家畜の死体又は同法第八十三条第一項の規定により読み替へて適用される同法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定し

(飼養衛生管理基準を定めるべき家畜)

第二条 法第十二条の三第一項の政令で定める家畜は、牛、豚及び鶏とする。

(通行の制限又は遮断)

第三条 (略)

(死体の焼却等の義務の除外)

第四条 法第二十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十三条第一項の規定による許可を受けている医薬品の製造業者によつて生物学的製剤の製造のためけい留され、当該製造のため患者若しくは疑似患者となつた家畜の死体又は同法第八十三条第一項の規定により読み替へて適用される同法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定

た者によつて同条の検定のため保留され、当該検定のため患者若しくは疑似患者となつた家畜の死体がこれらの者の施設又は農林水産大臣の指定する施設内にある場合

二 家畜防疫員（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあつては家畜防疫官。以下同じ。）の指示に従い、次に掲げる死体を解体してその一部を焼却し、又は埋却し、その他の部分を化製場で化製する場合

イ 都道府県知事（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあつては動物検疫所長）が家畜防疫員に検査させた結果家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認めた牛疫、牛肺疫、口蹄疫、炭疽、鼻疽、豚コレラ又はアフリカ豚コレラの疑似患者の死体

ロ 水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、豚水胞病、流行性脳炎、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫又は小反芻獣疫の患者又は疑似患者の死体

三 家畜防疫員の指示に従い、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病又は家きんサルモネラ感染症の患者又は疑似患者の死体を消毒する場合

（政令で定める使用人）

第七條 法第四十六条の六第二項第六号、第八号及び第九号（これらの規定を法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、次に掲げるものの代表者である使用人とする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従

した者によつて同条の検定のためけい留され、当該検定のため患者若しくは疑似患者となつた家畜の死体がこれらの者の施設又は農林水産大臣の指定する施設内にある場合

二 家畜防疫員（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあつては家畜防疫官。以下同じ。）の指示に従い、次に掲げる死体を解体してその一部を焼却し、又は埋却し、その他の部分を化製場で化製する場合

イ 都道府県知事（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあつては動物検疫所長）が家畜防疫員に検査させた結果家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認めた牛疫、牛肺疫、口蹄疫、炭疽、鼻疽又はアフリカ豚コレラの疑似患者の死体

ロ 水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、豚コレラ、水胞病、流行性脳炎、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血又はアフリカ馬疫の患者又は疑似患者の死体

三 家畜防疫員の指示に従い、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病又は家きんサルモネラ感染症の患者又は疑似患者の死体を消毒する場合

たる事務所)

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、法第四十六条の五第一項に規定する家畜伝染病病原体の所持に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(家畜の評価額の最高限度額)

第八条 法第五十八条第一項第一号の政令で定める額は、牛にあつては五十二万円、水牛にあつては五十万円、鹿にあつては十二万円、馬にあつては五百三十万円、めん羊にあつては六万五千円、山羊にあつては四万四千円、豚にあつては三万五千円、いのししにあつては五万五千円、鶏にあつては八百円、あひるにあつては二千二百円、うずらにあつては二百円、きじにあつては四千三百円、だちようにあつては五万二千円、ほろほろ鳥にあつては二千八百円、七面鳥にあつては八千八百円とする。

(削る。)

(政令で定める売上げの減少額等)

第九条 法第六十条第二項の政令で定める売上げの減少額又は費用の増加額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについてそれぞれ農林水産省令で定めるところにより計算した額とする。

(家畜の評価額の最高限度額)

第五条 法第五十八条第一項第一号の政令で定める額は、牛にあつては五十二万円、水牛にあつては五十万円、しかにあつては十二万円、馬にあつては五百三十万円、めん羊にあつては六万五千円、山羊にあつては四万四千円、豚にあつては三万五千円、いのししにあつては五万五千円、鶏にあつては八百円、あひるにあつては二千二百円、うずらにあつては二百円、きじにあつては四千三百円、だちようにあつては五万二千円、ほろほろ鳥にあつては二千八百円、七面鳥にあつては八千八百円とする。

(特定家畜等)

第六条 法第六十条第二項の政令で定める家畜、その死体又は物品は、生きてゐる鶏、あひる、うずら及び七面鳥(以下「家きん」という。)並びに家きんの卵とする。

(政令で定める売上げの減少額等)

第七条 法第六十条第二項の政令で定める売上げの減少額又は費用の増加額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについてそれぞれ農林水産省令で定めるところにより計算した額とする。

- 一 家畜 売上げの減少額又は飼料費、輸送費若しくはその死体の焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額
- 二 生乳、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額

（補償の対象となる損失等）

第十条 法第六十条の二第一項の政令で定める損失は、法第十七条の二第五項又は第六項の規定により殺された同条第一項の指定家畜（以下「指定家畜」という。）について農林水産大臣が定める評価額とする。

- 2 農林水産大臣は、前項の評価額を定めるには、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見を聴かなければならない。
- 4 国は、その所有する指定家畜を法第十七条の二第五項の規定による命令に従つて殺したために損失を受けた者に対し、法第六十条の二第一項の規定による補償金を交付する場合には、当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額を当該補償金と併せて交付するものとする。
- 5 国は、次に掲げる場合には、法第六十条の二第一項の規定による補償金を供託することができる。

- 一 家さん 売上げの減少額又は飼料費若しくはその死体の焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額
- 二 家さんの卵 売上げの減少額又は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額

一 当該補償金の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 過失がなくて当該補償金の支払を受けるべき者を確知することができない場合

6 国は、都道府県知事が農林水産大臣に第二項の意見を具申するた
めに必要な費用のうち第三項の評価人の手当及び旅費の全額を負担
する。

(事務の区分)

第十一条 第五条第一項及び第二項の規定により都道府県又は市町村
が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法
律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務
とする。

(事務の区分)

第八条 第三条第一項及び第二項の規定により都道府県又は市町村が
処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法
律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と
する。

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる 政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
政令	事務	法律	事務
<p>（略） 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）</p>	<p>（略） 第五条第一項及び第二項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務</p>	<p>（略） 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）</p>	<p>（略） 第三条第一項及び第二項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務</p>

改 正 案

現 行

（削る。）

（補てん又は補償の対象となる損失等）
 第一条 口蹄疫対策特別措置法（以下「法」という。）第六条第九項及び第十項の政令で定める損失は、同条第一項又は第二項の規定により殺された家畜の評価額とする。

2| 都道府県知事は、前項の評価額を決定するには、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見を聴かなければならない。

3| 都道府県知事は、法第六条第九項の規定による補てん金を交付する場合には、同条第一項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用の額に相当する金額を当該補てん金と併せて交付するものとする。

4| 都道府県知事は、次に掲げる場合には、法第六条第九項又は第十項の規定による補てん金又は補償金を供託することができる。

- 一| 当該補てん金又は補償金の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合
- 二| 過失がなくて当該補てん金又は補償金の支払を受けるべき者を
 確知することができない場合

（交付の方法）

第二条 法第六条第十一項の政令で定める方法は、同条第一項又は第二項の規定により家畜が殺されたことを都道府県知事が確認することにより当該都道府県知事が決定した額を交付する方法とする。

（削る。）

(国による負担の額)

第一条 口蹄疫対策特別措置法(以下「法」という。)第十九条の規定による国の負担は、次に掲げる額の合計額について行う。

一 法第五条第二項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用のうち家畜防疫員の旅費の全額

(削る。)

(削る。)

二 法第五条第二項の規定による患者又は疑似患者の死体の焼却又は埋却を実施するために要する費用(前号に掲げる費用を除き、農林水産大臣が定める費用に限る。)の二分の一

三 法第五条第二項の規定による指定家畜(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十七条の二第一項の指定家畜をいう。以下この号において同じ。)の死体の焼却又は埋却を実施するために要する費用(第一号に掲げる費用を除き、農林水産大臣が定める費用に限る。以下この号において「焼却等費用」という。)につき、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める額

(国による負担の額)

第三条 法第十九条の規定による国の負担は、次に掲げる額の合計額について行う。

一 法第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用及び法第五条第二項(法第六条第八項において準用する場合を含む。)又は法第六条第七項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用のうち家畜防疫員の旅費の全額

二 法第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用のうち農林水産大臣が定める薬品の購入費の全額

三 法第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用のうち農林水産大臣が定める衛生資材の購入費又は賃借料の二分の一

四 法第五条第二項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用(第一号に掲げる費用を除き、農林水産大臣が定める費用に限る。)の二分の一

五 法第六条第七項又は同条第八項において準用する法第五条第二項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用(第一号に掲げる費用を除き、農林水産大臣が定める費用に限る。)及び法第六条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付する費用(農林水産大臣が定める費用に限る。以下この号において「焼却等費用」という。)並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用(次号及び第七号に掲げる費用を除く。以下この号において「補てん等費用」という。)につき、次のイからハまで

イ 焼却等費用の額並びに当該都道府県において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に係る患畜、疑似患畜及び指定家畜について家畜伝染病予防法に基づきと殺及び焼却又は埋却を実施するために要する費用（農林水産大臣が定める費用に限る。以下この号において「患畜等と殺等費用」という。）の額の総額（ロにおいて「対策費総額」という。）が、当該口蹄疫の発生が確認された年の四月一日の属する会計年度（以下この号において「当該年度」という。）における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項に規定する標準税収入をいう。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額以下の場合、焼却等費用の額に二分の一を乗じて得た額に、焼却等費用の額に一定の割合で逓増するように農林水産大臣の定める算定方法により算定した額を加えて得た額

ロ 対策費総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一を超え、かつ、患畜等と殺等費用（患畜及び疑似患畜に係るものに限る。以下この号において同じ。）の額が当該標準税収入の二分の一に相当する額に満たない場合 (1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 焼却等費用の額に次の式により算定した率を乗じて得た額につきイの規定の例により算定した額

当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額－患畜等と殺等費用の額

対策費総額－患畜等と殺等費用の額

(2) 焼却等費用の額に次の式により算定した率を乗じて得た額

に掲げる場合に応じ、それぞれから八までに定める額

イ 焼却等費用の額、補てん等費用の額並びに当該都道府県において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に係る患畜及び疑似患畜について家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）に基づきと殺及び焼却又は埋却を実施するために要する費用（農林水産大臣が定める費用に限る。以下この号において「患畜等と殺等費用」という。）の額の総額（ロにおいて「対策費総額」という。）が、当該口蹄疫の発生が確認された年の四月一日の属する会計年度（以下この号において「当該年度」という。）における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項に規定する標準税収入をいう。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額以下の場合、焼却等費用の額に二分の一を乗じて得た額及び補てん等費用の額に五分の四を乗じて得た額の合計額に、焼却等費用及び補てん等費用の合計額に一定の割合で逓増するように農林水産大臣の定める算定方法により算定した額を加えて得た額

対策費総額—当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額

対策費総額—患畜等と殺等費用の額

ロ 対策費総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一を超え、かつ、患畜等と殺等費用の額が当該標準税収入の二分の一に相当する額に満たない場合 (1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 焼却等費用及び補てん等費用の合計額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額から患畜等と殺等費用の額を減じて得た額に相当する部分につきイの規定の例により算定した額

(2) 焼却等費用及び補てん等費用の合計額のうち対策費総額から当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額を減じて得た額に相当する部分の全額

ハ 患畜等と殺等費用の額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額を超える場合 焼却等費用の額の全額

(削る。)

(削る。)

(農業者年金の保険料の免除等の特例)

第二条 (略)

2~4 (略)

5 特例免除期間 (第一項の規定により農業者年金の保険料を納付す

ハ 患畜等と殺等費用の額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額を超える場合 焼却等費用及び補てん等費用の合計額の全額

六 法第六条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用(次号に掲げる費用を除く。)のうち第一条第二項の評価人の手当及び旅費の全額

七 農林水産大臣が法第八条第二項の規定に基づき法第六条第二項の規定による措置を自ら実施した場合における同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用の全額

(農業者年金の保険料の免除等の特例)

第四条 (略)

2~4 (略)

5 特例免除期間 (第一項の規定により農業者年金の保険料を納付す

ることを要しないものとされた期間（前項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。）をいう。）は、独立行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項各号及び第二項（同法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項第一号の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第三十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間（口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第四百十六号）第二条第五項に規定する特例免除期間をいう。）を加えた期間」とする。

附則

（削る。）

（削る。）

（経過措置）

ることを要しないものとされた期間（前項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。）をいう。）は、独立行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項各号及び第二項（同法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項第一号の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第三十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間（口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第四百十六号）第四条第五項に規定する特例免除期間をいう。）を加えた期間」とする。

附則

（経過措置）

第三条 法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる法第六条第六項若しくは第七項又は同条第八項において準用する法第五条第二項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場
合については、法第七条の規定は、法附則第二条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四条 法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる法第六条及び第十九条の規定の適用については、第一条から第三条までの規定は、法附則第二条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第三条 法の失効前に第二条第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた者については、法第二十一条の規定は、法附則第二条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる法第二十一条の規定の適用については、第二条第二項から第五項までの規定は、法附則第二条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第五条 法の失効前に第四条第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた者については、法第二十一条の規定は、法附則第二条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる法第二十一条の規定の適用については、第四条第二項から第五項までの規定は、法附則第二条に規定する日後も、なおその効力を有する。

写

原議保存期間10年
(平成34年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第14号
平成23年6月17日
警察庁交通局長

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応に
ついて (通達)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成23年法律第16号。以下「改正法」という。)は、平成23年4月4日に公布、同年7月1日に施行され、家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第170号。以下「改正令」という。)は、同年6月17日に公布、同年7月1日に施行される。

改正法による改正後の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第10条第3項の規定により、家畜以外の動物が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ等」という。)にかかっていることが発見された場合において、当該伝染性疾病の病原体による家畜伝染病の発生を予防するための緊急の必要がある場合には、都道府県知事又は市町村長(以下「都道府県知事等」という。)は通行の制限又は遮断(以下「通行制限等」という。)を行うことができることとなったが、改正令による改正後の家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号。以下「令」という。)第3条第1項の規定により、法第10条第3項の規定による通行制限等をしようとする都道府県知事等は、通行制限等が行われる場所を管轄する警察署長に事前に協議することとされた(改正法については別紙1、改正令については別紙2のとおり。)

法第10条第3項及び令第3条第1項の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

写

1 趣旨

改正法の施行前は、都道府県知事等は、牛疫、牛肺疫、口蹄疫又はアフリカ豚コレラの患畜又は疑似患畜が発生し、家畜伝染病のまん延を防止するための緊急の必要があるときには通行制限等を行うことができたものの、家畜以外の動物がこれらの疾病にかかっていることが発見された場合には、通行制限等を行うことができなかった。

改正法により、通行制限等の対象疾病として豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが追加されるとともに、鳥インフルエンザ等の発生を予防するため、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等にかかっていることが発見された場合にも、都道府県知事等が通行制限等を行うことができることとされたが、これに伴い、交通流への悪影響が不相当なものとならないよう、この通行制限等を行おうとする都道府県知事等は、事前に当該場所を管轄する警察署長に協議しなければならないこととされた。

2 内容

- (1) 都道府県知事等は、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等にかかっていることが発見された場合において、当該伝染性疾病の病原体による家畜伝染病の発生を予防するための緊急の必要があるときは、72時間以内の期間を定め、当該動物がいた場所又はその死体があった場所等とその他の場所との通行制限等を行うことができる（法第10条第3項）。
- (2) (1)により通行制限等を行おうとする都道府県知事等は、通行制限等が行われるべき場所を管轄する警察署長に協議しなければならない（※）（令第3条第1項）。

※ 法第15条の規定に基づく通行制限等の場合には、通行制限等を行おうとする都道府県知事等は、当該場所を管轄する警察署長に通報をすることとされており、協議をする必要はない（令第5条第1項）。

3 留意事項

- (1) 法第10条第3項の規定に基づく通行制限等は72時間以内の期間を定めて行われる緊急の措置であることから、令第3条第1項の規定による都道府県知事等からの協議が警察署長に対してなされた場合には、警察本部に報告の上、迅速な対応を行うこと。また、通行制限等の区間が複数の警察署

写

の管内にまたがり、複数の警察署長に対して都道府県知事等からの協議がなされた場合は、警察本部で速やかに調整を図ること。

(2) 協議を受けた警察署長は、交通の安全と円滑を確保する観点から、次の事項等について必要な意見を述べること。

- ア 消毒場所等の確保
- イ 都道府県知事等が講ずる通行制限等の担保措置
- ウ 通行制限等の対象
- エ 通行制限等を行う道路の区間
- オ う回路の設定及び広報

(本件担当)

交通規制課 法令第三係 林 警 部 (800-5177)

規制実施係 岡本警部 (800-5187)